




君の名はと
聞かれる前に
挨拶を

 3階東

【常勤医師外来】

● 外来診療案内

診療科	月	火	水	木	金	土
整形外科 9:00～	東郷 泰久 嶋田 博文 小倉 拓馬	小倉 雅 新患担当	嶋田 博文 中村 優子 海江田 光祥 (7/13・25・27 休診) PM・小倉 拓馬	小倉 雅 新患担当	東郷 泰久 中村 優子 海江田 光祥	交代制
外科 9:00～	松尾 洋一郎 出先 亮介	小倉 修 東本 昌之	休診	小倉 修 松尾 洋一郎	東本 昌之 出先 亮介 (7/13 休診)	急患 紹介のみ
神経内科 9:00～	平松 有 重久 彩乃	平松 有 重久 彩乃	大山 徹也	(非常勤)	平松 有 重久 彩乃	休診

全科 初診・紹介の方は午前の診察 (受付時間 午前 8:00～11:00)

午後は予約のみ (リハビリのみの方は平日 17:20 まで、土曜日 16:00 まで)

【非常勤医師外来】

診療科名	曜日	診察時間	医師名	備考
内科	月～金	午前のみ 9:00～	高尾 一行	新患予約制
循環器内科	火	午前/午後 9:30～	窪菌 琢郎	新患予約制
	水	午前/午後 9:00～	内門 義博	新患予約制
	木・金	午前/午後 9:00～	楠生 祐子	新患予約制
心療内科	水	午前/午後 9:00～	村永 鉄郎	新患予約制
	金・土	午前/午後 9:00～	濱田 聡史	新患予約制
肝臓内科	水	午前/午後 9:00～	今中 大	予約制
	第2・4土	午前のみ 9:00～	交代制	予約制
血液・膠原病	水	午前/午後 9:00～	吉満 誠	新患予約制
リウマチ科	金1・3・4・5週	午前/午後 9:00～	秋元 正樹	新患予約制 第1金曜日午前のみ
呼吸器内科	木	午前/午後 9:00～	高木 弘一	新患予約制 (7/12 休診)
形成外科	火	午前のみ 9:00～	本間 健人	新患予約制
	水	午前のみ 9:00～	堀米 遼生	新患予約制 金曜から曜日変更
	木	午前のみ 9:00～	立律 朝成	新患予約制 (7/5 休診)
小児リハビリ	不定期	7/7(土) 10:00～16:00 7/27(金) 9:00～13:00	田中 洋 田中 美保	新患予約制
脳神経外科	第2・4火	午後の 6/12・26(火) 15:00～	交代制	院内紹介のみ
呼吸器外科	不定期	6/23 (土) 9:00～12:00	柳 正和	紹介予約制
	第1・3・5火	午後のみ 14:00～	横枕 直哉	紹介予約制 医師の交代
リハビリ	水	午前/午後 9:00～	廣畑 俊和	紹介予約制
	木	午前/午後 9:00～	上野 真	紹介予約制 (7/12 休診)
脊椎外来	金	午前のみ 9:00～	交代制	紹介予約制
神経内科	水	午前/午後 9:00～	大山 徹也	紹介予約制
	木	午前/午後 9:00～	吉村 道由	新患予約制 筋電図
	土	午前/午後 9:00～	渡邊 修	紹介予約制

※時間外で外来受診希望される場合、手術や救急対応などでお待たせする事もあります。電話連絡し来院をお願いします。



薬剤科より



平成 23 年より県内各地の病院薬局の薬剤師が地元の高校生を対象に、病院内での仕事や職場を紹介する、『高校生・受験生を対象とした病院薬局見学会』がスタートしました。

平成 23 年より見学受け入れ施設として手を挙げてきたものの、希望者が平均 2~3 名程度であったものが、平成 29 年は 12 名にものぼりました。

参加高校は 2 校、1 年生 5 名、3 年生 7 名（男性 1 名、女性 11 名）の計 12 名でした。

まず、事前および当日出された質問について回答し、鹿児島県病院薬剤師会より準備された資料を配布したあと、薬剤科内を案内しながら業務の説明を行いました。

また、出身高校の先輩との交流の場も設けることができました。

最後には参加者全員にアンケートに答えてもらいました。

アンケートの中には、「見学会を通して薬剤師の仕事は幅が広く命を預かる大変な仕事であることを実感できた。自己研鑽や他部署との連携の重要性を感じることができ、ますます病院薬剤師になる気持ちが強くなった」と書いてくれたものもあり、有意義な時間を過ごせてもらった見学会ではなかったかと思います。

今後も受け入れ施設として協力していきたいと思っています。

記事提供：薬剤科



医事課より

高額療養費制度のお知らせ

医療費の家計負担が重くならないよう、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が歴付（1 日から末日まで）で上限額を超えた場合、その超えた額を支給する「高額療養費制度」（こうがくりょうようひせいど）があります。

※入院時の食事負担や差額ベッド代等は含みません。

平成 30 年 8 月診療分から変更になります。上限額は、年齢や所得によって異なります。

また、70 歳以上の方には、外来だけの上限額も設けられています。



《70 歳以上の方の上限額(平成 30 年 8 月診療分から)》

適用区分		ひと月の上限額（世帯ごと）	
		外来（個人ごと）	
現役並み	年収約 1,160 万円～ 標報 83 万以上/課税所得 690 万以上	252,600 円 + (医療費 - 842,000) × 1%	
	年収約 770 万円～約 1,160 万円 標報 53 万以上/課税所得 380 万以上	167,400 円 + (医療費 - 558,000) × 1%	
	年収約 370 万円～約 770 万円 標報 28 万以上/課税所得 145 万以上	80,100 円 + (医療費 - 267,000) × 1%	
般	年収 156 万～約 370 万円 標報 26 万以下 課税所得 145 万円未満等	18,000 円 (年 14 万 4 千円)	57,600 円
非課税等 住民税	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000 円	24,600 円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入 80 万円以下など)		15,000 円

注：1 つの医療機関等での自己負担（院外処方代を含みます）では上限額を超えないときでも、同じ月の別の医療機関等で自己負担を合算することができます。この合算額が上限額を超えれば、高額医療費の支給対象となります。

記事提供：医事課